

## ○福知山市議会事務局条例（昭和27年4月1日条例第20号）

---

○福知山市議会事務局条例

昭和27年4月1日条例第20号

福知山市議会事務局条例

（設置）

第1条 福知山市議会に事務局を置く。

（委任）

第2条 法令に定めるもののほか、事務局の組織、職員の服務、分限その他に関し必要な事項は、議長が別に定め、法令又は議長が別に定めるもののほかは、市役所職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。